小規模個人再生による再生手続廃止

平成２２年（再イ）第１１１９号

東京都江戸川区平井４―29―22―313　シャルム・Ｋ・カーサ

再生債務者　野澤　康雄

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。

平成22年12月８日

東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再イ）第２７３号

名古屋市西区大野木１丁目161番地　エクセラ大野木501号

再生債務者　梶原　法子

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。

平成22年12月８日

名古屋地方裁判所民事第２部

小規模個人再生による変更再生計画認可

平成２０年（再イ）第７６号

兵庫県宝塚市武庫山２丁目４番33―809号

再生債務者　乗本　孝治

1　主文　本件変更再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年12月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた変更再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年12月７日　神戸地方裁判所伊丹支部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２２年（再ロ）第３８号

横浜市南区吉野町５丁目22番地　メゾン和田202号室

再生債務者　渡部　昭久

1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成23年１月５日まで

4　一般異議申述期間　平成23年１月19日から平成23年１月26日まで

横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（再ロ）第９７号

大阪府東大阪市鴻池徳庵町２番15―208号

再生債務者　永池　　令

1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成23年１月５日まで

4　一般異議申述期間　平成23年１月11日から平成23年１月24日まで

大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２２年（再ロ）第１００９６号

神奈川県逗子市久木７―９―27

再生債務者　板野　博之

1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年11月27日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成22年12月22日まで

平成22年12月８日

東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再ロ）第１０１００号

東京都江東区東砂３―１―１―302

再生債務者　石島　弘道

1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年11月16日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成22年12月22日まで

平成22年12月８日

東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再ロ）第８６号

大阪市淀川区加島１丁目61番17号

再生債務者　福島　秀和

1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年12月３日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成23年１月５日まで

平成22年12月８日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再ロ）第６号

和歌山市松江北２丁目２番５―1209号

再生債務者　木村　孝治

1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年12月６日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成23年１月６日まで

平成22年12月９日

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

平成 22 年 12 月 17 日　　静岡県教育委員会

1　免許状の種類、授与権者、本籍地、氏名

⑴　中学校教諭１種免許状（国語）、愛知県教育委員会、静岡県（新潟県）、野澤　　誠

⑵　高等学校教諭１種免許状（国語）、愛知県教育委員会、静岡県（新潟県）、野澤　　誠

⑶　小学校教諭２種免許状、愛知県教育委員会、静岡県（新潟県）、野澤　　誠

⑷　小学校教諭１種免許状、愛知県教育委員会、静岡県（愛知県）、野澤　　誠

（本籍地の括弧書きは免許状に記載の本籍地）

2　失効の事由

教育職員免許法第10条第１項第２号該当

会社公告

合併公告

左記会社は、平成二十二年四月一日をもって合併し、甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしましたので、公告いたします。

甲の株主総会の承認決議は平成二十二年十二月十六日に終了しており、乙及び丙は会社法第七八九条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。なお、甲は乙及び丙の全株式を所有しておりますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の増加は行ないません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年六月十七日

掲載頁　一八九頁（号外第一二七号）

（丙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年六月十七日

掲載頁　一八九頁（号外第一二七号）

平成二十二年十二月十七日

北海道札幌市東区苗穂町六丁目一番一号

（甲）雪印メグミルク株式会社

代表取締役社長　高野瀬岳明

東京都新宿区本塩町十三番地

（乙）日本ミルクコミュニティ株式会社

代表取締役社長　難波　隆夫

北海道札幌市東区苗穂町六丁目一番一号

（丙）雪印乳業株式会社

代表取締役社長　井戸田　正

合併公告

左記会社は、平成二十二年十二月四日開催の甲の臨時総会、平成二十二年十二月五日開催の乙の臨時総会及び平成二十二年十二月八日開催の丙、丁の臨時総会において、平成二十三年二月一日をもって合併して東安房漁業協同組合を設立することを決議いたしましたので、この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内に当該組合にその旨をお申し出ください。

なお、甲、乙、丙及び丁の直近の財産目録及び貸借対照表は、それぞれの主たる事務所に備え置いています。

以上、水産業協同組合法第六十九条第四項において準用する同法第五十三条の規定により公告します。

平成二十二年十二月十七日

千葉県南房総市白浜町滝口五八八七番地一

（甲）白浜町漁業協同組合

代表理事　小坂　茂幸

千葉県南房総市千倉町千田一〇五二番地六

（乙）房州ちくら漁業協同組合

代表理事　小滝　季儀

千葉県南房総市和田町和田五三〇番地

（丙）和田町漁業協同組合

代表理事　渡辺　　博

千葉県鴨川市天津一五〇四四番地の二

（丁）天津小湊漁業協同組合

代表理事　中川　　朗